

# 目次

## ガイドラインの概略

① <u>ガイドラインの概略</u>	.....	P2
② <u>日本政府が定めたワクチンについて</u>	.....	P3
③ <u>パッケージツアーに求める要件</u>	.....	P4
④ <u>添乗員に求める要件</u>	.....	P5
(参考) <u>旅行業法施行規則第32条の遵守</u>	.....	P6
⑤ <u>受入責任者等に求められる感染防止対策</u>	.....	P7
⑥ <u>ツアー参加者の自由行動の考え方 (国内線の乗継ぎ等)</u>	.....	P8
⑦ <u>マスク着用の考え方 (感染防止対策)</u>	.....	P9
⑧ <u>「MY SOS」と「VISIT JAPAN WEB」の違いについて</u>	.....	P10
⑨ <u>民間医療保険への加入</u>	.....	P11
(参考) <u>感染症法に基づく主な措置</u>	.....	P12

## ①ガイドラインの概略

ツアー実施の主な要件（観光庁ガイドライン及び措置29の要件）

- ①旅行業者、旅行サービス手配業者が受入責任者であること。
- ②パッケージツアー、もしくは予め日程が決められたツアーであること。
- ③日本入国～出国まで、添乗員が同行すること。
- ④観光目的での入国は、コロナの感染状況に応じて区分された国・地域のうち青色国のみが対象

入国の主な要件（ビジネス、留学等との共通の要件）

- ①受入責任者がERFSへの登録義務及び誓約事項への同意。
- ②出国72時間前のPCR検査によるコロナ陰性証明提出（日本政府が定めたワクチン3回接種で免除）
- ③査証免除及び観光査証発給一時停止措置の継続→特段の事由による短期滞在査証申請

受入責任者がツアー受入時に対応すべき主なこと。

- ①感染防止対策徹底※、陽性者発生時の対応⇒※添乗員を通じ適切な場面で、マスク着用を促す等
- ②ファストトラック及びVisit Japan Webサービスの利用義務、出国前に事前登録の確認義務等
- ③添乗員による行動管理、行動履歴の管理→観光客の自由行動の制限（例外についてはP.7参照）
- ④ツアー参加者への民間医療保険加入義務

その他

- ①青色国について、入国時にワクチン接種の有無を問わないが、日本政府が定めたワクチンを3回接種したものは、出国72時間前のPCR検査による新型コロナ陰性証明が免除される（22年9月7日～）
- ②青色国について、日本到着時における抗原定量検査の不要。
- ③日本において、訪問不可の地域は2022年6月10日現在なし。

## ② 日本政府が定めたワクチンについて

### ◎ 1回目及び2回目に接種したワクチンのワクチン名又はメーカーが、以下のいずれかであること

コミナティ (Comirnaty) 筋注/ファイザー (Pfizer)  
 バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注/アストラゼネカ (AstraZeneca)  
 スパイクバックス (Spikevax) 筋注/モデルナ (Moderna)  
 ジェコビデン (JCOVDEN) 筋注/ヤンセン (Janssen)  
**COVAXIN/バーラト・バイオテック (Bharat Biotech)**  
 ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注/ノババックス (Novavax)

(注釈)

ジェコビデン (JCOVDEN) 筋注/ヤンセン (Janssen) の場合は1回のみ接種をもって2回分相当とみなします。以下同じ。復星医薬 (フォースン・ファーマ) /ピオンテック社が製造する「コミナティ (COMIRNATY)」並びにインド血清研究所が製造する「コビシールド (Covishield)」及び「コボバックス (COVOVAX)」については、水際対策強化に係る新たな措置(28)に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「コミナティ (COMIRNATY) 筋注/ファイザー (Pfizer)」並びに「バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注/アストラゼネカ (AstraZeneca)」及び「ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注/ノババックス (Novavax)」と同一のものとして取り扱います。

1回目と2回目で異なる種類のワクチンを接種した場合も、有効と認めます。

### ◎ 3回目に接種したワクチン名又はメーカーが、以下のいずれかであること

コミナティ (Comirnaty) 筋注/ファイザー (Pfizer)  
 スパイクバックス (Spikevax) 筋注/モデルナ (Moderna)  
 ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注/ノババックス (Novavax)  
 バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注/アストラゼネカ (AstraZeneca)  
 ジェコビデン (JCOVDEN) 筋注/ヤンセン (Janssen)

(注釈)

**COVAXIN/バーラト・バイオテック (Bharat Biotech) (令和4年7月31日から適用)** 復星医薬 (フォースン・ファーマ) /ピオンテック社が製造する「コミナティ (COMIRNATY)」並びにインド血清研究所が製造する「コビシールド (Covishield)」及び「コボバックス (COVOVAX)」については、水際対策強化に係る新たな措置(28)に基づく措置の適用に当たって、それぞれ「コミナティ (COMIRNATY) 筋注/ファイザー (Pfizer)」並びに「バキスゼブリア (Vaxzevria) 筋注/アストラゼネカ (AstraZeneca)」及び「ヌバキソビッド (Nuvaxovid) 筋注/ノババックス (Novavax)」と同一のものとして取り扱います。(左記)に記載されていないワクチンを接種していても1回目、2回目の接種として数えません。

◎ ワクチン接種証明書について (詳細は以下URLにてご確認ください。)

- (1) 各国・地域の政府等公的な機関で発行された接種証明書であること。
- (2) 氏名、生年月日、ワクチン名又はメーカー、ワクチン接種日、ワクチン接種回数 (日本語又は英語で) 記載されていること。

厚労省 ホームページ [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border\\_vaccine.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/border_vaccine.html)

※厚生労働省ホームページ水際対策 (ワクチン政府が定めたワクチン) より抜粋

### ③パッケージツアーに求める要件

#### ◆パッケージツアーの前提条件

- ①受入責任者が、日本の旅行業者、または旅行サービス手配業者であること。
- ②あらかじめ、決められた行程に沿って行うこと。  
(受入責任者は全行程の管理義務を有するが、手配を第三者に委託することを制限はしていない。)
- ③日本入国から出国まで、添乗員が同行すること。(複数が交代で担当してもよい)

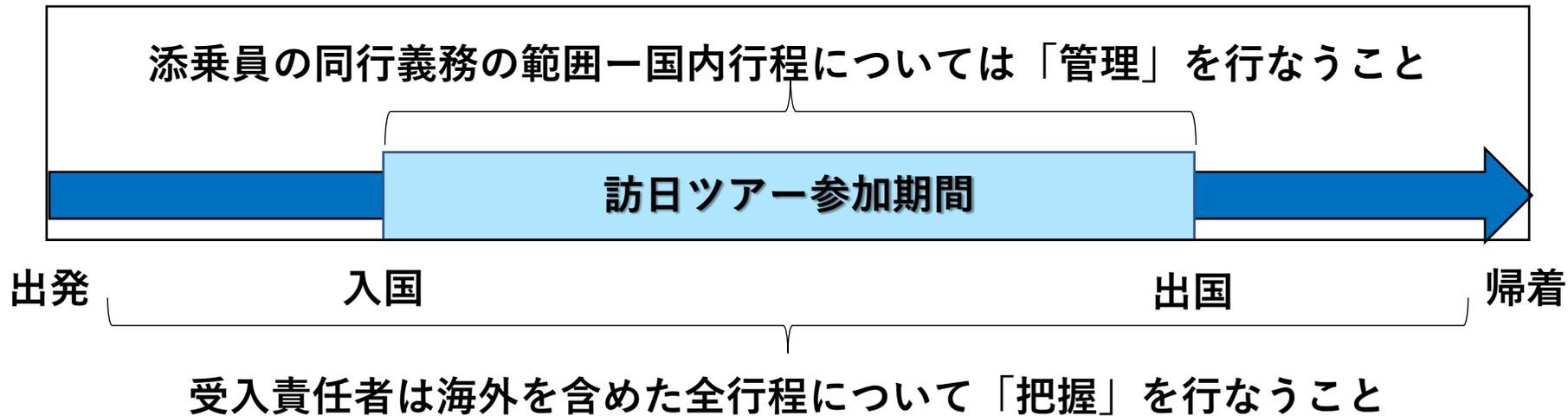
#### ◆以下、パッケージツアーと認められる事例、不可の事例

- 国内募集型企画旅行（国内旅行業者等が、海外の旅行客に対して、募集・催行するもの）
- 海外旅行業者が企画・募集するパッケージツアーで、日本の旅行業者等が地上手配を請負うもの
- 海外旅行業者が企画・募集するパッケージツアーで、日本にて旅行業登録している自社の在外支店が地上手配を請負うもの
- 海外旅行業者が海外の旅行客から依頼を受けて、オーダーメイド旅行（ガイドラインの要件を満たす内容であること）をアレンジし、日本の旅行業者等が地上手配を請け負うもの。
- × 某自治体と友好都市との交流で、自治体を受入責任者になって旅行業者等が地上手配を担当するもの。⇒受入責任者が自治体の場合、観光目的のパッケージツアーに該当しません。

## ④添乗員に求める要件

- ①添乗員によるツアー参加者の行程の把握及び管理をすること。 ※下記図参照
  - ②感染防止対策及び観光庁ガイドラインを遵守する能力があること。
  - ③陽性者発生時等、緊急時に自治体、医療関係者とやり取りできる日本語能力があること。
  - ④旅行業法施行規則（旅程管理のための措置）第32条を遵守すること。
- ※1 添乗員の感染防止（安全）のため、ワクチン接種者を手配することを推奨する。（義務ではない）
- ※2 旅行業法第12条の11第1項に規定する旅程管理主任者に限るものではない。

（添乗員とみなされる例）通訳案内士（日本）、旅程管理主任者（日本）、  
海外からのツアーリーダー、その他、①～④の要件を遂行できる方。



※本年6月10日以降の旅行代理店等を受入責任者とする添乗員付きパッケージツアーの取扱いについて（要請）より抜粋

## (参考) 旅行業法施行規則第32条 (旅程管理のための措置) の遵守

第32条 法第12条の10の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

- (1) 旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置。  
(→どちらかといえば、旅行業者等向け)
- (2) 旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置 (本邦内の旅行であつて、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。)  
(→添乗員向け 国内線、ホテル、レストラン等のリコンファーム等)
- (3) 旅行に関する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置 (本邦内の旅行であつて、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。)  
(→添乗員、旅行業務者等両者向け 天候不順による日程調整、陽性者発生時の対応など)
- (4) 旅行に関する計画における2人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に関する指示。  
(→添乗員向け 参加者に対して、ツアーの円滑かつ安全な実施のため、感染対策等も含めた指示等)

※ (参考) 旅行業法施行規則

## ⑤受入責任者及び添乗員に求められる感染防止対策

### ツアー参加者の健康状態管理

受入管理者は、添乗員を通じて、ツアー参加者に対して、  
(ツアー実施中)

①健康状態に変化があった際、報告を求める。②行動履歴の保存をする。

(ツアー終了後)

ツアー参加者の連絡先をツアー終了後1週間保存すること。

### 感染対策、マスクの着用の考え方の理解、ツアー参加者への周知

①感染防止対策に関するリーフレット、動画等の活用

【[ガイドライン 参考資料②：個別感染防止策のリーフレット（多言語版）](#)】 ◀

②「新しい旅のエチケット（多言語版）」の活用

【[ガイドライン 参考資料③：新しい旅のエチケット（多言語版）](#)】 ◀

③マスク着用等に関する日本政府の見解についての丁寧な説明

厚労省HP「[マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて](#)」 ◀

※本年6月10日以降の旅行代理店等を受入責任者とする添乗員付きパッケージツアーの取扱いについて（要請）より抜粋

## ⑥ ツアー参加者の自由行動の考え方（国内線の乗継ぎ等）

入国から出国までの全行程を通じて、添乗員が同行し、行程管理を行うことを基本とする。原則として自由行動は認めていないが、以下ア～ウの場合であって、(i)～(iii)の全ての要件を満たす限りにおいて一時ツアー参加者から添乗員が離れるのを許可する。

- (i) 自由行動直前に、ツアー参加者に対して、感染防止対策等の必要な注意喚起を行うこと。
- (ii) ツアー参加者と添乗員とが相互に連絡を取ることが可能な状況であること。
- (iii) 添乗員が、ツアー参加者の近くで待機していること。

※ココをクリック

### (ア) 更衣室・浴場等

添乗員による感染防止対策の確認が現実的に困難な場所

#### 【事例】

- ・ 温泉
- ・ 脱衣場所
- ・ 更衣室
- ・ 病院の検査区域等

### (イ) 屋外アクティビティ

人との距離が2 m以上確保が担保できる場合

#### 【事例】

- ・ 乗馬
  - ・ スキー、スケート等
  - ・ Eバイク、登山等
  - ・ 星空観賞
  - ・ 街、棚田等の散策
  - ・ マリンスポーツ体験
  - ・ **テーマパーク**
- (iii-入場せずとも可)

### (ウ) 屋内の活動

人との距離の確保できないがあまり会話の必要がない場合

#### 【事例】

- ・ 歌舞伎、日本舞踊など伝統芸能、相撲の鑑賞、
- ・ **ショッピング**
- ・ 美術館、博物館、プラネタリウム、水族館などの自由鑑賞等
- ・ **昼食、夕食等 (iii)**

### (エ) 国内線移動

移動時間が短く、搭乗中の動きが少ないため、自由行動可

#### 【事例】

- ・ 羽田入国後、当日乗継ぎで札幌へ行く場合
- ・ 東京観光後、翌日国内線にて、沖縄へ行く場合

#### 【必須条件】

発地、着地にて添乗員が同行すること。

## ⑦ マスク着用の考え方（感染防止対策）

	屋外		屋内	
	距離確保可 (2m以上)	距離確保できない (2m以下)	距離確保可 (2m以上)	距離確保できない (2m以下)
会話を行う	着用不要	着用推奨	着用推奨	着用推奨
会話がほとんどない	着用不要	着用不要	着用不要	着用推奨

**【屋外】**

	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク必要なし 	マスク着用推奨 
会話をほとんど行わない	マスク必要なし 	マスク必要なし 

公園での散歩やランニング、サイクリングなど  
徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

**【屋内】**

	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク着用推奨 	マスク着用推奨 
会話をほとんど行わない	マスク必要なし 	マスク着用推奨 

通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。  
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。

※（参考）厚労省ホームページから抜粋



## ⑧ 「MY SOS」と「VISIT JAPAN WEB」の違いについて

	MY SOS (ファストトラック)	VISIT JAPAN WEB (デジタル庁)
主な用途	入国審査・検疫	税関
陰性証明書	○	○
ワクチン接種証明書	○	×
税関申告	×	○
誓約書	○	×
アプリ	○ (WEB機能追加)	×
質問票	○	×

Q. ファストトラックでMY SOSの登録にスマホが必要だが、子供、老人でスマホを持っていない場合、スマホはレンタルする必要があるか？  
 A 12歳以下は、保護者のスマホで対応可、13歳以上は持っていない場合、スマホをレンタルしてください。老人について、特例措置はない。  
 ちなみに保護者は、子供3名まで登録できるとのこと。VISIT JAPAN WEBはスマホを分ける必要はないが、メールアドレスを分ける必要あり。

## ⑨ 民間医療保険への加入

### ○ ガイドラインの趣旨

新型コロナウイルス感染症の医療費を補償を含み、かつ十分な補償・サービスを備えたものであることが前提です。

この趣旨は、短期滞在入国者等については、基本的に**民間医療保険**に加入した上で入国しており、短期滞在入国者等は基本的に社会保険料や納税の負担が発生していない者であることを踏まえると、民間保険の補償額の範囲内で、支払能力に応じて自己負担を求めること合理的であるということ。

(参考) [厚生労働省 短期滞在入国者等であって感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担について](#)

### ○ 加入すべき民間医療保険の種類

入国者が加入しているクレジットカードに付帯しているもの、出国前に海外、日本の旅行会社経由で加入するもの等、様々なものがあります。

そのほか、日本政府観光局のホームページや、在外公館・上陸審査場で案内している旅行保険等の活用も考えられます。

### ○ 日本で加入できるインバウンド専用保険の例

- 観光庁HP（よくある質問）参照：[https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/ov\\_travel\\_insurance.html](https://www.jnto.go.jp/emergency/jpn/ov_travel_insurance.html)  
（東京海上日動 訪日外国人向け海外旅行保険）

(参考) 感染症法に基づく主な措置 (2021年2月13日～)

指定感染症から、新型インフルエンザ等感染症に昨年移行。(誓約の根拠)

分類	新型インフルエンザ等感染症	1類	2類	3類	4類	5類
主な感染症	新型コロナウイルス感染症	エボラ出血熱	結核、SARS	コレラ	黄熱、狂犬病	季節性インフルエンザ
措置		ペスト		細菌性赤痢	サル痘	
無症状者への適用	○	○	×	×	×	×
就業制限	○	○	○	○	×	×
入院勧告	○	○	○	×	×	×
外出自粛	○	×	×	×	×	×
公費負担	○	○	○	×	×	×